

一般社団法人日本鉄鋼連盟 定款

昭和46年	6月	1日	制定
昭和50年	6月	11日	改正
昭和54年	12月	6日	改正
昭和59年	7月	27日	改正
昭和62年	7月	20日	改正
平成7年	7月	5日	改正
平成10年	4月	15日	改正
平成13年	11月	1日	改正
平成14年	4月	1日	改正
平成15年	5月	1日	改正
平成15年	10月	30日	改正
平成19年	5月	23日	改正
平成23年	4月	1日	改正
平成30年	3月	26日	改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、一般社団法人日本鉄鋼連盟（英文名 The Japan Iron and Steel Federation. 略称「J. I. S. F.」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、鉄鋼の健全な生産、流通、消費及び貿易を促進し、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄鋼の生産、流通、貿易及び消費に関する調査研究
- (2) 鉄鋼に関する技術の開発向上及び普及促進
- (3) 鉄鋼に関する環境及び安全に係る調査研究と対策の推進
- (4) 鉄鋼に関する労働及び経営の改善合理化に関する調査研究
- (5) 鉄鋼に関する標準化の推進
- (6) 鉄鋼の取引に関する合理化の推進
- (7) 鉄鋼の貿易振興に係る施策の推進
- (8) 鉄鋼に関する情報の収集及び提供
- (9) 鉄鋼に関し、政府及び関係機関に対する意見の表明並びに具申又は答申
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本連盟の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格及び法人の構成員)

第5条 本連盟の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、国内において製鉄、製鋼、圧延、その他の鉄鋼業を営む法人及び鉄鋼の加工、販売、輸出に関する事業を営む法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本連盟の目的に賛同し、その事業に協力しようとする国内法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

(会員資格の取得)

第6条 本連盟の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、法人又は団体の代表者として本連盟に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第28条第2項に定める総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本連盟の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本連盟の名誉をき損し、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対しその旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(3) 第5条第1項の規定による会員資格を失ったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役 員

(役員の設定)

第 12 条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事 37 人以上 47 人以内

(2) 監事 2 人以上 5 人以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以上 5 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以上 5 名以内を常務理事とする。

3 会長、副会長のうち 1 名及び専務理事を法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法上の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）とする。

4 専務理事、常務理事を常勤の理事とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、正会員の代表者（以下、「正会員代表者」という。）のうちから総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては 10 人、監事にあっては 2 人を限度として、正会員代表者以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 任期中に交代又は増員により理事及び監事を選任する場合も前項と同様とする。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長の中から法人法上の代表理事を選定する場合も理事会の決議による。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、本連盟の業務の執行を決定する。

2 会長は、本連盟を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長は会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行・総括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 全ての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本連盟のために忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 15 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の 5 月に開催される社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内の最終の 5 月に開催される社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期中に交代した補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第 12 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 17 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第 18 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引
 - (3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連盟とその理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 20 条 本連盟は法人法第 114 条の規定により、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 総会

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 事業報告及びその附属明細書の承認、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 会費及び入会金の金額
- (5) 常勤の理事の報酬額
- (6) 定款の変更
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会においては、第24条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書の場合は除く。

(開催)

第23条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要ある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに場所を示した書面をもって開会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使できるとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第27条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 29 条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定により議決権を行使する場合は、第 28 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから議長が指名する議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、毎年 2 回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事から、法人法第 101 条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも理事会の日の 1 週間前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があったときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれを行う。

(定足数)

第 36 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、前条の出席理事の過半数をもってこれを決する。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、代表理事たる副会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第 40 条 本連盟の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 41 条 本連盟の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本連盟の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の決議により執行することを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から 2 月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第 1 項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。

4 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本連盟の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告、理事及び監事の名簿を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 45 条 本連盟は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 46 条 本連盟の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第 47 条 本連盟は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 49 条 本連盟は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 50 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第 51 条 本連盟の公告は、電子公告により行う。

2 事故やその他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委員会)

第 52 条 本連盟は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 53 条 本連盟に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

(実施細則)

第 54 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 社団法人日本鉄鋼連盟の諸規程類は、一般社団法人日本鉄鋼連盟の諸規程類等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 本連盟の最初の代表理事は、林田英治、宗岡正二、市川祐三とする。最初の業務執行理事は、宮本武史、安見一孝、田中武とする。